

お知らせ information

2015

5

■がん検診を受けましょう！

市では、次の日程で「各種がん検診・エキノコックス症血液検査」を実施します。

実施日／

6月12日(金)～14日(日)

受付時間／

6時30分～10時30分

※エキノコックス症血液検査は11時まで

対象／

▼胃・大腸・肺がん検診： 市内市民

▼前立腺がん検診： 50歳以上の男性

▼エキノコックス症血液検査： 小学校3年生以上で、過去5年間に同検査を受けていない方

※エキノコックス症血液検査は無料です。申し込みの必要ありません。



胃・大腸・肺・前立腺がん検診料金表

	40歳未満	40～74歳
胃がん検診	2,500円	1,500円
大腸がん検診	1,500円	1,000円
肺がん検診	600円	300円
かくたん検査	1,000円	500円
50～74歳		
前立腺がん検診	1,000円	

各種がん検診について

・市内市民健康保険加入の方は、助成制度により検診料金はかかりません。75歳以上の方は無料です。生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、減免制度があります。申し込み時に申請してください。(詳細はお問い合わせください)

・検診結果は、約1か月～1か月半後に郵送します。場所／保健福祉センター(中央4丁目16番2号)

申し込み・問い合わせ／市健康推進課健康推進グループ ☎23・4000

■まちをきれいにする市民運動にご協力を！

市では、環境美化推進運動「フリーンアップわっかない2015」として4つの取り組みを実施しています。

環境を守る大切さを子どもたちに伝えよう！～出前講座を行います～

環境やゴミに関する学習機会を広げるため、学校や団体を対象とした出前講座や施設見学会を開催します。

環境やごみに関するイベントを開催します。

ごみの減量とリサイクルをすすめよう！～ごみの減量・分別にご協力を～

家庭や事務所の「ごみ減量」「リサイクル推進」に向けた啓発活動を行います。(年間)

資源物の集団回収を奨励

しています。(市から奨励金が出ます)

地域イベントでのごみの分別にご協力ください。

不法投棄をなくそう！～不法投棄は犯罪です。発見したら通報～

「不法投棄・ポイ捨て防止」の啓発活動に努めます。

不法投棄防止のためのパトロールや監視を強化します。

クリーンなまちをつくらう！～市民クリーン作戦参加募集～

地域の公園・道路等の清掃活動を奨励します。

ごみステーション及びその他周辺の美化活動を奨励します。

まちのクリーン作戦を実施します。

■固定資産税・都市計画税の納付を忘れず！

平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、5月14日(木)に発送しますので、納期内納入をお願いします。

納期限／

- 1期目 6月1日(月)
- 2期目 7月31日(金)
- 3期目 9月30日(水)
- 4期目 11月30日(月)

問い合わせ／

市課税課資産税グループ ☎23・6393

■声問海岸クリーン作戦！

取り組みの一環として海岸清掃を行います。多くの参加をお待ちしています。

日時／5月31日(日) 9時～11時

※8時45分までに現地集合 駐車場／

山本建設株(道路向かい) 申し込み方法／

市生活衛生課窓口及び市ホームページにある参加申込書に必要事項を記入し、提出してください。

申込期限／5月22日(金) 申し込み・問い合わせ／

市生活衛生課廃棄物処理グループ ☎23・6437

■納税に関する相談はありますか？

平日や日中に相談に来られない方のために、次の日時で相談窓口を開設します。

休日納税相談 5月10日(日)・17日(日) 10時～15時

夜間納税相談 5月11日(月)～22日(金) 平日17時30分～20時

※場所は、どちらも市役所2階収納課です。(裏玄関をご利用ください)

問い合わせ／市収納課納税グループ ☎23・6395

■赤十字の活動資金にご協力をお願いします

赤十字は、こうした災害の被害者に、中立・公平な立場から、救援の手を差し伸べる人道的活動を国内外で展開している民間組織です。

こうした赤十字の活動を支える資金は、皆さんの善意の寄付で成り立っています。

今年も5月を「赤十字社員増強運動」として、皆さんの善意を募集しています。本市においても、赤十字の活動は、救急車の配備をはじめ、血液事業や災害救助活動など、さまざまな場面で行われています。

皆さんのもとに「善意の袋」が届きましたら、ご協力をよろしく願います。

問い合わせ／市社会福祉課障がい福祉グループ ☎23・6453

■5月は「消費者月間」です！

みんなであつくり！

消費者が主役の社会！！

このテーマの「みんな」とは消費者、事業者、国、市町村等の様々な人々を含めた社会経済全体を意味します。

行政を含む多様な社会経済の連携・協働が促進され、消費者が主役となって選択・行動できる社会づくりを目指していきます。

消費生活のトラブルは「市内消費者センター」

個人と事業者との間の契約トラブル、悪質商法、特殊詐欺や多重債務などでお悩みの方は、お早目に消費者センターへ相談してください。

問い合わせ／市生活衛生課生活衛生グループ ☎23・6181

市内消費者センター ☎23・4133 保健福祉センター2階(中央4丁目16番2号)

■出前講座

町内会や学校に出向き消費者被害防止のための講座を行っています。

希望される方は、お問い合わせください。

消費生活パネル展開催 図書館 5月1日(金)～15日(金) キタカラ 5月16日(土)～31日(日)